

大子町固定資産税の課税免除に関する条例

昭和46年10月1日

大子町条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、町の人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上に寄与するため、町内に製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税に対し、課税免除を行うことを定めるものとする。

(課税免除の適用を受ける固定資産税の範囲)

第2条 この条例の規定による課税免除の適用を受ける固定資産税は、町内に製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者の固定資産で租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号の規定の適用を受ける家屋及び償却資産（製造の事業の用に供するものに限る。）並びに当該家屋の敷地である土地（この条例施行の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における土地に限る。）に対して課する固定資産税とする。

(課税免除の期間)

第3条 前条に規定する課税免除の期間は、この条例の規定の適用がなかった場合において前条に規定する固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなる年度から5か年度分とする。

(申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、毎年1月1日現在における当該固定資産について、次に掲げる事項を記載した申請書を1月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は所在地
- (2) 氏名又は名称及び代表者の氏名
- (3) 事業の種類
- (4) 固定資産の種類、所在、取得年月日及び取得価格
- (5) 雇用者の数

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年10月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第18号)

この条例は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大子町固定資産税の課税免除に関する条例第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備に係る固定資産税について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備に係る固定資産税については、なお従前の例による。